

東京地方裁判所委員会報告

～「裁判所の広報」について～

東京地方裁判所委員会 委員 東京弁護士会 市川 充(47期) ●Mitsuru Ichikawa

令和元年6月7日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。

今回のテーマは「裁判所の広報」です。この点につき次のとおり、「裁判員制度の広報活動」、「民事調停制度の利用促進のための広報活動」、「法教育を目的とした広報活動」の3つの報告が裁判所からなされ、委員の間で意見交換がなされました。

1. 裁判員制度の広報活動

裁判所からは、裁判員制度の開始から10周年にあたり、裁判員候補者の辞退率が上昇している現状に対応するために、参加意欲の向上を目的とする広報、すなわち、裁判員経験者の声や制度の意義、裁判官の実像を伝える広報が展開されていること、特に若い世代へアプローチしようとしているとの報告がなされました。広報の具体例として、裁判員経験者の声を伝えるフォーラムの開催、裁判官の実像を知ってもらうためテレビ番組「サラメシ」への若手裁判官の出演、若い世代に裁判員制度の意義を認識してもらうため裁判官による出前講義などの取組みが紹介されました。

意見交換では、裁判員経験者へのアンケートだけではなく制度の問題点などを個別に聞くことにより裁判員候補者に指名されることに対する国民の不安の内容が明らかになるのではないかという意見、裁判がどのようなものなのか一般の国民は知らない、これについての広報がもっと必要なのではないかという意見、社員が裁判員に選ばれた場合は企業の協力も必要なのだから企業向けの広報も必要ではないかという意見、他の役所ではツイッターで情報発信をしているのに裁判所にはツイッターのアカウントがなく、SNSで発信して裁判所のHPに誘導する仕組みが欠けているのではないかという意見等が出されました。

2. 民事調停制度の利用促進のための広報活動

裁判所からは、民事調停の利用者が減少していることに伴い、この手続が有用であることをもっ

と知ってもらうために、一般向け、高校生向けといったターゲットごとに特化した広報活動を展開しており、現在は、労働局、消費生活センター、企業相談室等各種相談機関の相談員向けの広報を強化しているとの報告がなされました。

意見交換では、民事調停が一般の国民にとって使いやすい制度であれば高校の教科書に載せるなど若いうちからの教育が必要ではないかという意見、広報はそれだけでなく広聴（メールや電話での相談や苦情受付）とセットにすることで効果上がるのではないかという意見、裁判所のHPにアクセスしやすくする工夫が必要ではないかという意見、ニーズがあるところに情報が届いていない点に問題があるという指摘等がなされました。

3. 法教育を目的とした広報活動

裁判所からは、裁判官の仕事や裁判の仕組み、裁判員裁判に関する裁判官による出前講義、見学型と経験型の模擬裁判・模擬調停、中高生向け・一般向けのガイド付き法廷傍聴・法廷見学、司法探検スタンプラリーなどが広報イベントとしてなされているとの紹介があり、裁判所作成のパンフレットが配布されました。

意見交換では、このような広報活動は理解しやすいという意見、パンフレットは一般国民には読みにくいのではないかとの意見、パソコンやスマホが使えない人もいるので紙媒体は必要であるとの意見、庁舎内のパンフレットの置き場がわかりにくいとの意見、裁判員経験者が裁判員候補者の相談にのるというような制度が必要ではないかとの意見等が出されました。

4. 次回10月23日のテーマは「民事裁判のIT化」、次々回のテーマは「裁判所の外国人対応について」となりました。

※地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号03-3581-2259）までご連絡ください。